

令和6年12月26日
中部地方整備局

建設業法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名 : 荒牧空調工業株式会社
業者の住所 : 栃木県さくら市卯の里1丁目12番9号
- 指名停止措置期間 : 令和6年12月26日から令和7年2月25日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事実概要

荒牧空調工業株式会社は、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を継続して受審せず、同法施行令で定める建設工事を発注者から直接請け負うことができない期間が生じていたにもかかわらず、この間にさくら市が発注する「氏家小学校ほか給食室空調機改修工事」を直接請け負っていた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当するとして、令和6年11月21日、栃木県知事から監督処分(指示)を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である荒牧空調工業株式会社が、建設業法の規定に違反し、栃木県知事から監督処分を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第13号(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 橋本 俊也
課長補佐 岡崎 友紀 電話番号(052)953-8138